

「セルフホワイトニング・セルフエステ」の契約は慎重に検討しましょう！

セルフホワイトニング
お試しクーポン



相談事例

ネットで、エステサロンの歯のセルフホワイトニングお試しクーポン5000円を見つけ、体験に行った。薬剤の塗布やLEDライトの照射調整はスタッフがあるので、全てセルフではなかった。体験後、スタッフから「ホワイトニングは継続しなければ効果がない、今日契約すれば、通常価格の半額で契約できる。」などと勧誘され、48回コース15万円をクレジットカード支払いで契約した。数時間後、歯に痛みを感じた。怖くて続ける気持ちにはなれないので、エステサロンに解約を申し出たが解約できないと断られた。

セルフホワイトニング・セルフエステは、安さ、手軽さが強調されている一方で、危害や解約トラブルが発生しています！



アドバイス

- ☞ 危害情報が寄せられています。機器等の操作や薬剤使用のリスク等について十分に説明を求め、不安な場合は契約をしないようにしましょう。
- ☞ 「入会金無料」「今日だけ半額」などと説明されても、契約前に解約条件等をよく確認しましょう。
- ☞ 危害が発生した場合は、すみやかに医療機関を受診しましょう。
- ☞ トラブルにあった場合は、消費生活センター等に相談しましょう。

● 各消費生活センターの相談窓口 ●

福岡県 092-632-0999（日曜日も電話相談可）

福岡市 092-781-0999（第2・第4土曜日も電話相談可）

北九州市 093-861-0999（土曜日も相談可 ※第3土曜日は13:00まで）

*消費者ホットライン TEL（局番なし）188（いやや!）

あなたの地域の消費生活センター・消費生活相談窓口をご案内します

※ナビダイヤル通話料金が発生します